既存施設への条例の適用(案)

新規施設 規制区分		既 存 施 設		
			条例施行時の適用関係 ○ 適用, △努力義務とする, ×適用しない	条例施行時に届け出た事項の変更の場合
許可申請				
	許可制	×	ただし,届出制とする。	原則,届出制だが,下記で許可事項としているものは許可申請が必要
許可	J基準			
	墳墓			
	土葬禁止	0	ただし、施行前になされた土葬死体には遡及適用しない。	_
	障壁等による目隠し設置義務	Δ		増設、増床等する部分については適用する。
	納骨堂			
	納める遺骨は焼骨のみ	0	ただし、施行前に収められた遺骨には遡及適用しない。	-
	火葬施設			
	構造基準	Δ		既存不適格扱い。許可制とし、新規施設の規制に適合する場合のみ変更 可とする。
	移動火葬車			
	構造基準	Δ		既存不適格扱い。許可制とし、新規施設の規制に適合する場合のみ変更 可とする。
	焼却を禁止すべき場合	?	禁止すべき場合を設けるかどうかの検討を待って検討	?
	葬儀場			
	祭事が見通せる場合の障壁等の目隠し設置義務	Δ		増設、増床等する部分については適用する。
	立地規制	×		既存不適格扱い。立地規制範囲内での増設,増床等の施設規模の拡大は 認めない。
事業の設備基準				
	駐車場付置	0	元の規定が努力義務であるため適用可	-
その他業務運営方法の規制				
	近隣住民説明・配慮	×		増設、増床等する部分については適用する。
	施設設備基準遵守	0	ただし、適用のある規制に係るものに限る。	ただし、適用のある規則に係るものに限る。
	依頼者感情に配慮した死体の取扱い	0		-
	情報提供	0		_
	利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置	×		増設,増床する施設部分について適用する。
許可	」 『の取消しその他監督上必要な行政処分			
	本市職員への立入検査権の付与	0		_
	市長の報告徴収権と事業者の報告義務	0		-
	市長への施設設備の改善命令権,全部又は一部の使用禁止命令権の付与	0		
	違反者への対応	0		